

新設外務大臣
 第二三三號 通電、外務省、館長村野
 本十六日閣議長官ト取臨ニ於テ會議長官ヨリ閣定第二三四號(附
 圖了解案ト稱稱ス本了解案ニ行テハ他ヲヨリ内閣工作ヲ行ヒ米國
 政府個ノ贊意ヲ「サウンド」シ附リタル處「ハル」長官ニ於テモ
 大體之ニ異議ナキ旨確メ得タルニ依リ本使ニ於テモ内閣ニ干典シ
 種々折衝セシメタル結果本閣ヲ約シタルモノナリニ依リ交渉ヲ
 進メテ宜シク政府ノ命令ヲ得ラレタキ旨申出アリ長官ハ貴例トノ
 間ノ難カ道ミタル儘東京ヨリ返電サルルコトアラハ米政府ノ立場

外務省

日本が最近の... 日本海軍... 米政府... 閣議... 長官... 村野... 閣定... 第二三四號... 附圖... 了解案... 稱稱ス... 本了解案... 行テハ... 他ヲヨリ... 内閣工作... 行ヒ米國... 政府個ノ... 贊意ヲ... 「サウンド」... シ附リタル... 處「ハル」... 長官ニ於テモ... 大體之ニ... 異議ナキ... 旨確メ得... タルニ依リ... 本使ニ於テ... モ内閣ニ干... 典シ種々... 折衝セシ... メタル結... 果本閣ヲ... 約シタル... モノナリ... ニ依リ交... 渉ヲ進メ... テ宜シク... 政府ノ命... 令ヲ得ラ... レタキ旨... 申出アリ... 長官ハ貴... 例トノ間... ノ難カ道... ミタル儘... 東京ヨリ... 返電サル... ルルコト... アラハ米... 政府ノ立... 場

1914年11月

ハ田舎トナルヲ以テ所クシテトモヤリ
 本件ニ關シテハ豫テヨリ館員並ニ軍武官及イワケロ大佐等ト慎重
 研究ヲ重ネ委員一致協力シ且内外ノ事情勢ニ對シテモ充分考察ヲ
 加ヘ以テ本了解ヲ有利ナラシムル機勢方シ成リタルカ當ヨリ兩國
 關係ノ全面ニ關レタルニアラス各項目ノ内容ニ關リテモ不信ノ點
 アルナランモ官方ノ所見トシテハ此際斯カル節實ノ了解ヲ成立セ
 シムルモ

一、三國同盟成立當時ノ御圖書ニ悖ルコトナカルヘク敢ハ畏レ多ク
 コトナルカ御旨ニモ同ヒ得ルカトモ御察ス

二、決シテ三國同盟ノ信義ニ悖ルコトナカルヘシ

三、政府ノ根本方針タル太平洋平和維持ノ第一歩トナルヘシ

外務省

脚註ニ准日武則平加客道ニ日米器力ノ下地トモナルヘシ
 靴ヲハ此箇大局ノ爲ニ被瀧ノ不信ナル語ハ之ヲ言語ニ於テ補正
 スルコトト爲シ何卒此ノ語ニテ交渉ヲ進メテ宜シク御願ニ換
 シダク切奴ノ語ナリ(了)

外
 務
 省

脚註ニ准日武則平加客道ニ日米器力ノ下地トモナルヘシ
 靴ヲハ此箇大局ノ爲ニ被瀧ノ不信ナル語ハ之ヲ言語ニ於テ補正
 スルコトト爲シ何卒此ノ語ニテ交渉ヲ進メテ宜シク御願ニ換
 シダク切奴ノ語ナリ(了)

